

清須市男女共同参画プラン
【中間見直し版】

平成 26 年 12 月

清須市 生涯学習課

市長あいさつ

- 市長あいさつ掲載予定です。

【目次】

第1章 プランの概要	1
1 プラン見直しの趣旨	2
2 男女共同参画の歩み	3
3 プランの期間	5
4 プランの位置付け	5
第2章 清須市の現状と課題	7
1 統計に基づく清須市の状況	8
(1) 人口の状況	8
(2) 世帯の状況	9
(3) 婚姻・出生の状況	10
(4) 就労の状況	11
(5) 女性の参画の状況	12
2 アンケート調査結果の概要	13
(1) 男女共同参画に関する意識について	13
(2) 地域の中での男女共同参画について	16
(3) 女性の就労について	18
(4) 配偶者や恋人からの暴力について	19
第3章 プランの基本的な考え方	21
1 プランの基本理念	22
2 プランの基本目標	23
3 施策の体系	24
第4章 基本計画	25
1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり	26
(1) 人権の尊重	26
(2) 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実	27
(3) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	28
第5章 成果目標	30
第6章 計画の推進体制	31
資料編	32

第1章

プランの概要



1 プラン見直しの趣旨

平成 11 年 6 月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現は、「21 世紀のわが国の最重要課題の一つ」として位置づけられています。

国においては、平成 12 年 12 月の「男女共同参画基本計画（第 1 次）」の策定（平成 17 年、平成 22 年に改定）をはじめとし、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の策定など、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組み、制度改正を進めています。しかし、少子高齢化や人口減少、人々の生活スタイルや価値観の多様化、地域社会の変化、社会経済情勢のグローバル化など、社会や経済が大きく変動する中、多様性に富んだ活力ある社会を形成していくためには、職場、家庭、地域などそれぞれの場面において男女がその個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会の実現」がより一層重要となっています。

本市では、平成 21 年 3 月に「清須市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画にかかる様々な取り組みを進めてきました。一方で、依然として性別役割分担意識は根強く残っています。また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を生かした防災分野への男女共同参画の視点の盛り込みや、男女間の暴力の防止、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、市民、団体、事業所、行政がそれぞれの役割を果たしながら協働して取り組まなければならない課題が生じてきています。今後は、市民への男女共同参画についての認識を一層深めるとともに、一人ひとりが男女共同参画社会実現に向けて行動できる「実践」のきっかけづくりをしていくことが求められています。

以上のような流れを踏まえつつ、「清須市男女共同参画プラン」の策定から 5 年経過したことを受け、家庭や地域社会、職場などあらゆる分野における男女共同参画を一層進めるため、清須市における男女共同参画社会の実現に向けた施策や事業の基本となる「清須市男女共同参画プラン」の見直しを行うものです。



男女共同参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任担うべき社会（男女共同参画社会基本法 第 2 条）」のことを言います。

2 男女共同参画の歩み

(1) 世界・国の動向

■ 1975年(昭和50年)～

国際連合が1975年(昭和50年)を「国際婦人年」とし、それに続く10年を「国際婦人の10年」と定めて以来、各国での男女共同参画に関する取り組みが急速に進みました。1979年(昭和54年)には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が採択され、同条約の中で、「女子の対する差別」が定義されました。

国内においては、「国際婦人年」を契機として、1975年(昭和50年)、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。1977年(昭和52年)には、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定され、1981年(昭和56年)にはその目標設定のため「国内行動計画後期重点目標」が策定されました。

■ 1985年(昭和60年)～

「国際婦人の10年」の最終年である1985年(昭和60年)には、ナイロビにおいて会議が行われ、「2000年に向けての女性の地位向上のための将来戦略(ナイロビ戦略)」が採択されました。

国内においては、1985年(昭和60年)に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」を制定し、「女子差別撤廃条約」を批准しました。さらに1987年(昭和62年)には「ナイロビ戦略」を受け、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されています。1991年(平成3年)にはこの計画が見直されるとともに、「育児休業等に関する法律(育児休業法)」が制定されました。

■ 1994年(平成6年)～

1995年(平成7年)の第4回世界女性会議においては、国際社会がとるべき12の問題領域を設定し、女性の地位向上とエンパワーメントを前提に、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

国内においても、1994年(平成6年)に政府が「婦人問題企画推進本部」を「男女共同参画推進本部」へ改め、総理府に「男女共同参画室」を設置するとともに、「男女共同参画審議会」を設置しました。男女共同参画審議会では、1996年(平成8年)に「北京宣言及び行動綱領」を受けて「男女共同参画2000年プラン」を策定し、21世紀初頭を目標とした施策の方向性が示しました。また、1997年(平成9年)には、「男女雇用機会均等法」の改正が行われ、育児・介護休業制度の見直しや、新たにセクシュアル・ハラスメントに関する規則等が盛り込まれました。

■ 1999年(平成11年)～

2000年(平成12年)には、国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、女性への暴力

に対処する法律の整備などを盛り込んだ「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択されました。

国内においては、1999年（平成11年）に、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国・地方自治体・国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、これに基づき、2000年（平成12年）には、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年（平成13年）には内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、「男女共同参画週間」を設けるなど、国民に対する啓発の取り組みが強化されてきました。

また、同年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が施行されました。

■ 2004年(平成16年)～

2004年（平成16年）には、DV防止法が一部改正されるとともに、「配偶者暴力防止法に基づく基本指針」が策定され、2008年（平成20年）には、全面的な見直しが行われています。

また、「男女共同参画基本計画」については、2005年（平成17年）の第2次計画の策定を経て、2010年（平成22年）にはさらに実効性のある計画として「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。しかし、2009年（平成21年）の女子差別撤廃委員会の最終見解では、固定的性別役割分担意識の解消や女性の賃金格差の是正などへの対応において、日本の取り組みが不十分であるとして多くの課題が指摘されており、さらなる推進の必要性が高まっています。

雇用の分野においては、2007年（平成19年）に「男女雇用機会均等対策基本方針」が策定され、実質的な男女雇用機会均等の確保を目指すためのポジティブ・アクションの一層の推進を図ることとされています。2007年（平成19年）には「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本方向が示され、同年、関係閣僚、労働界、地方公共団体の代表などからなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び国・地方自治体や企業の具体的な取り組みや政策の方針を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められています。

(2) 愛知県の動向

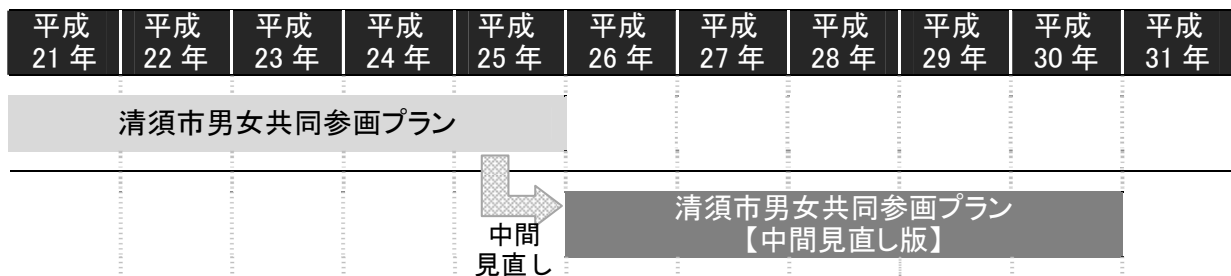
愛知県においては、1989年（平成元年）に女性行動計画「あいち女性プラン」を策定し、女性の自立や社会参画を促進するための基本的なあり方を示しました。その後も、1997年（平成9年）に「あいち男女共同参画2000年プラン」、2001年（平成13年）には、「男女共同参画社会基本法」の制定を受け、「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」を策定し、さらに、2002年（平成14年）には、県、県民、事業者の取り組みの基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が制定されています。

2005年（平成17年）には「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定され

ました。また、2011年（平成23年）には、社会経済情勢の変化などを踏まえ、「あいち男女共同参画プラン」を見直し、新たな男女共同参画基本計画として「あいち男女共同参画プラン2011-2015」が策定されています。この計画は、国の「第3次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、“男女共同参画社会に向けての意識改革”“あらゆる分野への社会参画の促進”“多様な働き方を可能にする環境づくり”“安心して暮らせる社会づくり”の4つの重点目標が設定されています。

3 プランの期間

本プランは、平成25年度から平成28年度までの4年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じてプランの見直しを行うものとします。



4 プランの位置付け

本プランは、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づき、清須市において男女共同参画社会の実現をめざす計画です。なお、本プランの一部は「DV防止法」第2条の3第3項に定められる市町村基本計画としても位置づけることとします。

本プランは、国の「第3次男女共同参画基本計画」、愛知県の「あいち男女共同参画プラン2011-2015」の趣旨を踏まえて策定しています。

また、本プランは教育、福祉、まちづくりなど市のあらゆる分野に関わる計画となるため、上位計画である「清須市総合計画」をはじめ、他計画との整合も図ることとします。

第2章

清須市の現状と課題



1 統計に基づく清須市の状況

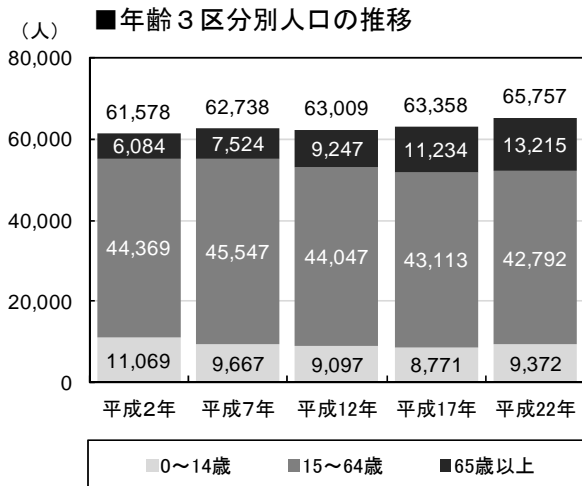
※平成17年以前の数値は、旧西枇杷島町、旧清洲町、旧新川町、旧春日町の合算とする。

(1) 人口の状況

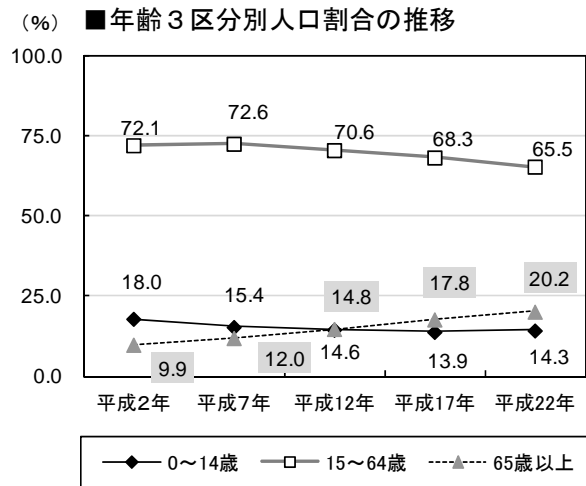
年齢3区分別人口の推移をみると、総人口は平成2年以来増加しており、平成22年で65,757人となっています。

年齢3区分別人口割合の推移をみると、0～14歳、15～64歳人口割合は減少しているものの、65歳以上人口割合は継続して増加しており、平成22年では20.2%と、市民の約5人に1人が高齢者という状況となっています。

人口ピラミッドをみると、30歳代の子育て・働き盛りの世代、60歳代のいわゆる団塊の世代の人口が多くなっています。また、女性の方が平均寿命が長いので、60歳代以降はすべての年代で女性の方が多くなっています。

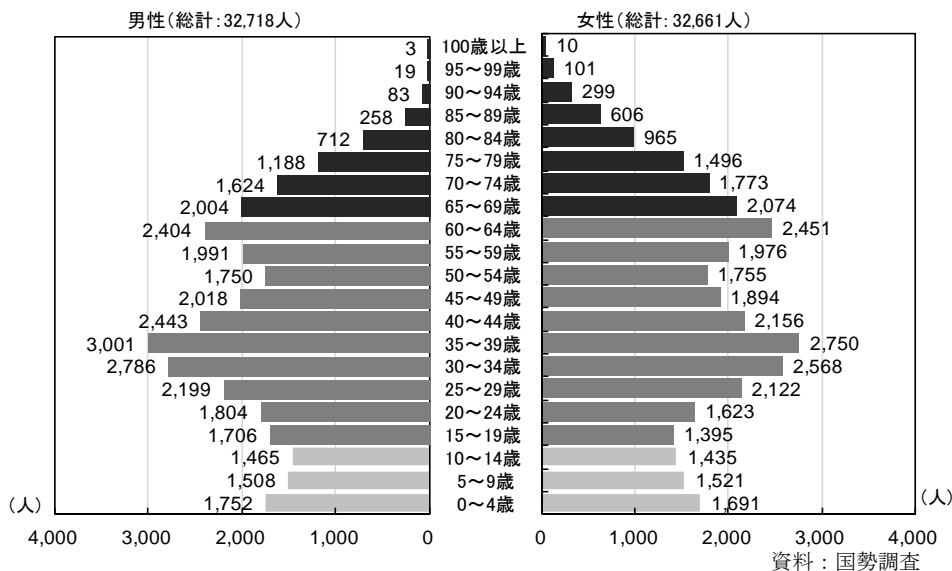


資料：国勢調査



資料：国勢調査

■人口ピラミッド（平成22年）



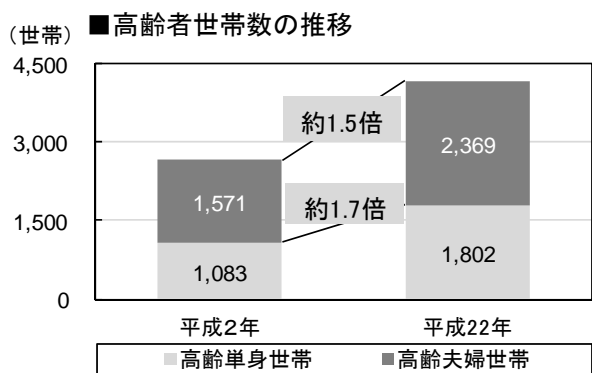
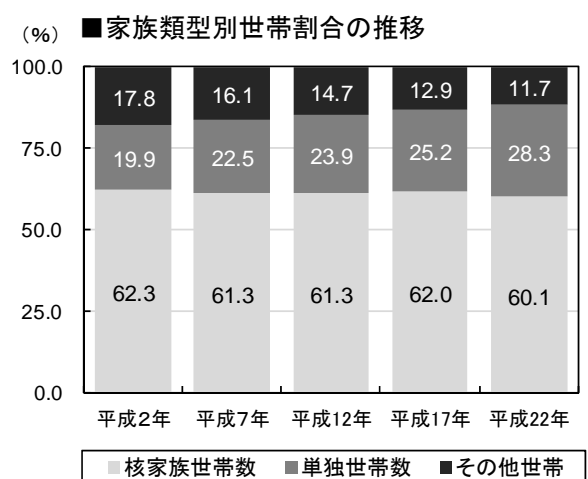
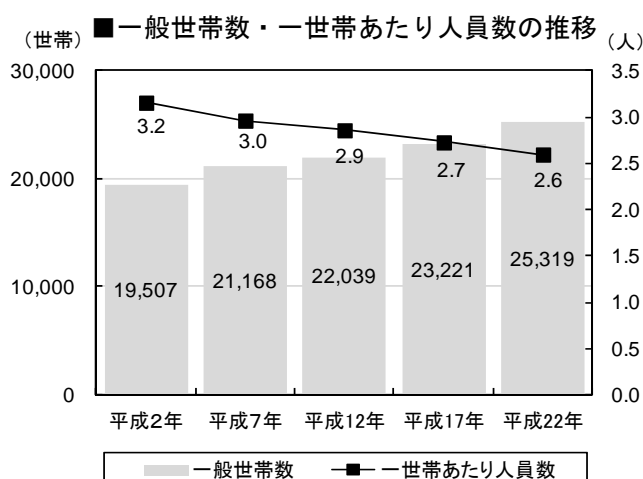
資料：国勢調査

(2) 世帯の状況

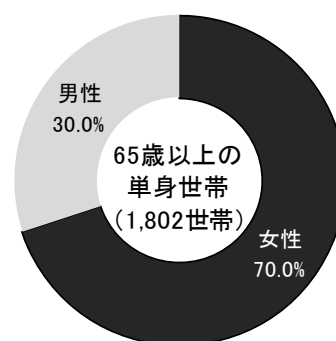
一般世帯数・一世帯あたり人員数の推移をみると、一般世帯数は継続して増加しているのに対し、一世帯あたり人員数は減少し続けており、平成22年で2.6人となっています。

家族類型別世帯割合の推移をみると、単独世帯割合が大幅に増加しています。

高齢者世帯数の推移をみると、高齢単身世帯・高齢夫婦世帯ともに増加しており、特に高齢単身世帯で増加割合が高くなっています。また、高齢単身世帯では女性が占める割合が高くなっています。



■ 高齢単身世帯の男女別割合 (平成22年)



(3) 婚姻・出生の状況

未婚率の推移をみると、男女ともに30歳代後半以降で未婚率が増加しており、晩婚化・未婚化が進んでいることがうかがえます。

出生数・出生率の推移をみると、平成18年から平成22年にかけて、出生数は増減を繰り返していますが、平成22年以降は減少に転じています。また、出生率は国・県と比較して高いものの、出生数と同様、平成22年以降は減少しており、徐々に少子化が進んでいることがうかがえます。

■女性の未婚率

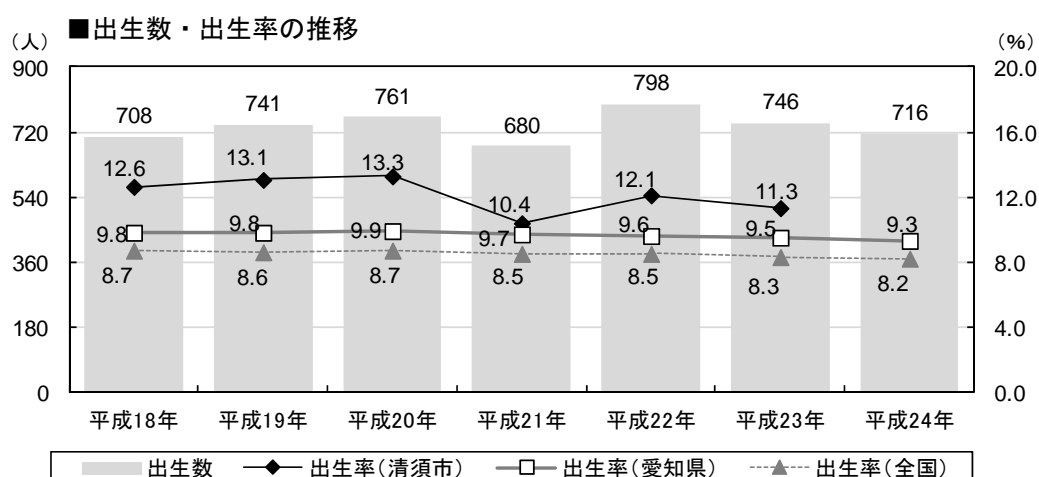
	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳
平成12年	99.3	88.9	47.5	21.9	11.3	6.4	4.7	3.3	3.0
平成17年	98.5	87.1	53.3	28.6	16.0	9.3	5.9	4.3	3.2
平成22年	99.0	88.8	51.3	25.6	20.4	14.4	9.8	6.0	4.1

資料：国勢調査

■男性の未婚率

	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳
平成12年	99.7	93.7	68.2	38.7	25.2	18.1	13.6	10.1	5.5
平成17年	99.6	92.9	67.6	45.3	29.3	21.8	17.4	12.3	9.6
平成22年	99.5	94.0	67.0	41.9	34.7	26.9	23.0	17.4	13.3

資料：国勢調査

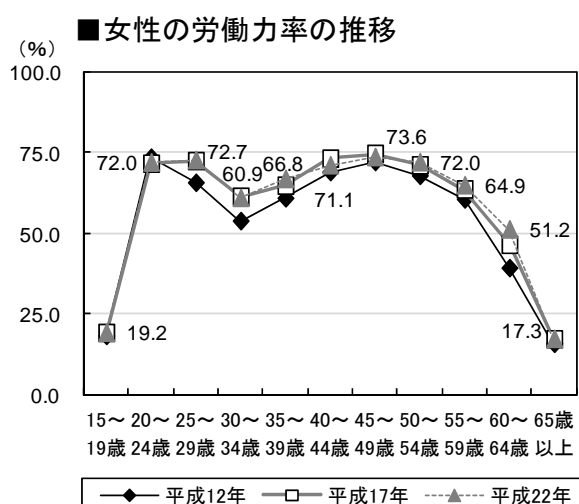


資料：人口動態調査

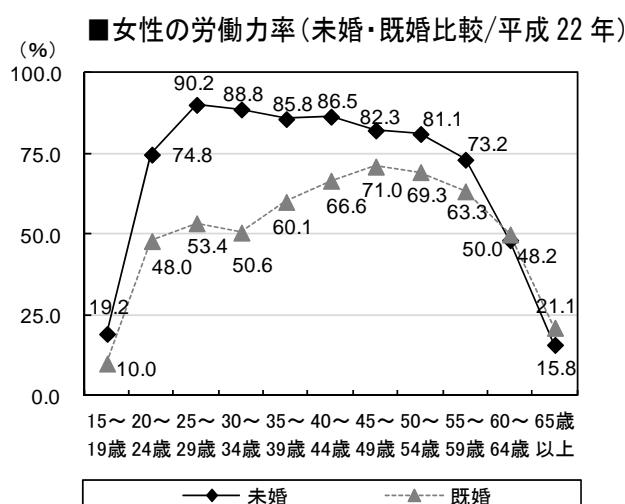
(4) 就労の状況

女性の労働力率をみると、20歳代後半から30歳代前半にかけて、出産や育児等のために仕事を中断する女性が多いことを示す「M字カーブ」を描いています。平成12年から平成22年にかけて、M字の谷の部分が上がってきているものの、平成17年と比較すると、いずれの年代でも数値に大きな変化はみられず、特に30歳代前半、40歳代においては、平成22年の方の数値が低くなっています。また、女性の労働力率を未婚・既婚で比較すると、20歳代後半、30歳代前半で約40ポイントの差がみられるなど、一層の女性の就労継続・復職に向けたさらなる支援の充実が必要となっています。

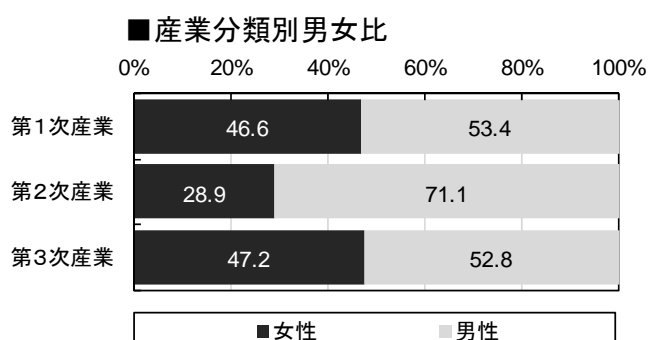
産業分類別男女比をみると、第2次産業では女性よりも男性の就業者が多く、約7割を男性が占める構成となっています。また、男女別雇用者の雇用形態の状況をみると、男性では約8割が「正規の職員・従業員」となっているのに対し、女性では「パート・アルバイト・その他」が約5割を占めており、補助的な働き方をしている女性が多いことがうかがえます。



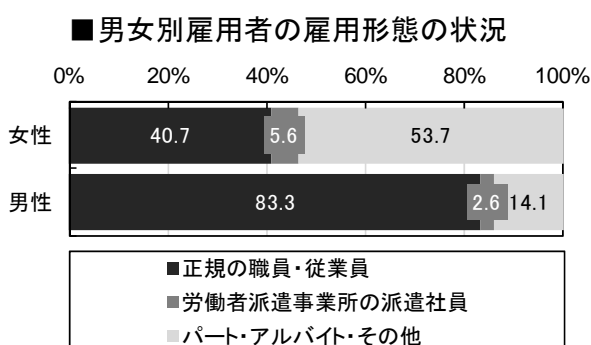
資料：国勢調査



資料：国勢調査



資料：国勢調査

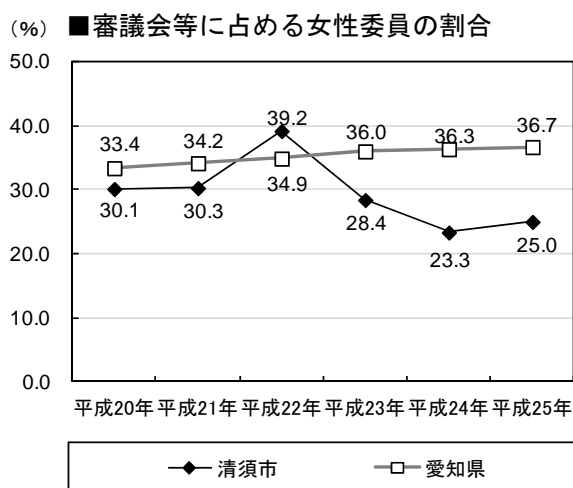


資料：国勢調査

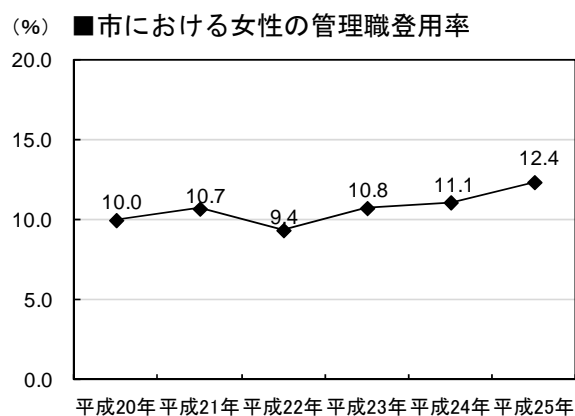
(5) 女性の参画の状況

審議会等に占める女性委員の割合をみると、平成22年までは3割～4割を保っていたものの、それ以降は減少傾向にあります。平成25年には上昇し、25.0%となっています。

女性の管理職登用率をみると、平成22年以降上昇しているものの、平成20年から平成25年にかけて1割程度にとどまっています。



資料：あいちの男女共同参画年次報告書（各年4月1日現在）



資料：生涯学習課

2 アンケート調査結果の概要

本市における男女共同参画に関する現状と市民の意識やニーズを把握し、施策に反映するとともに、清須市男女共同参画プランの見直しの基礎資料とするために実施しました。

■調査の実施概要

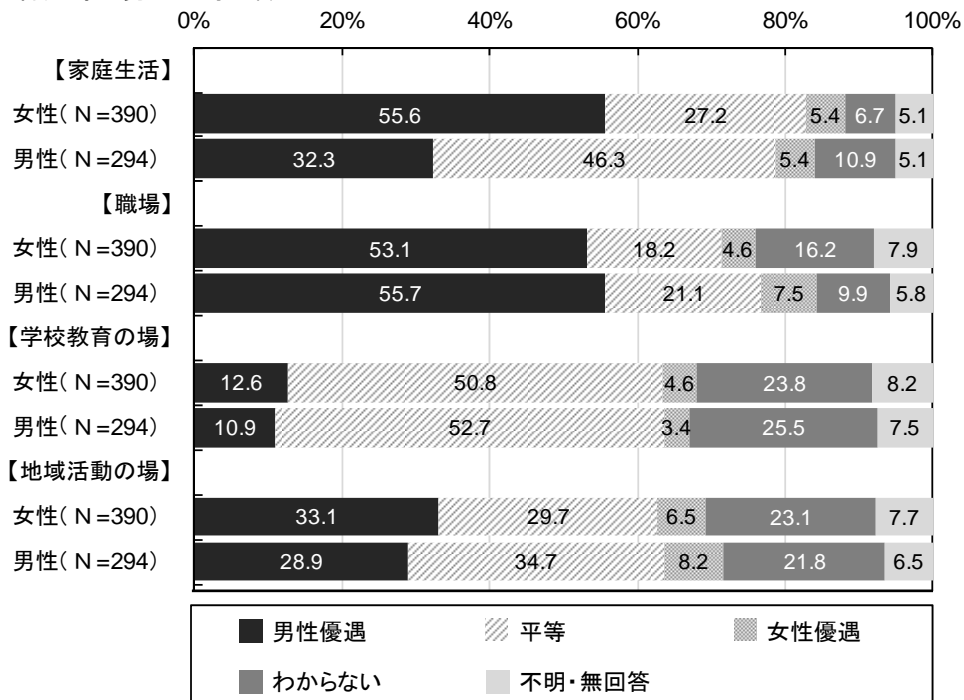
	対象	調査時期・調査方法	回収数	回収率
一般市民	市内在住の20歳以上の男女 2,000人から無作為抽出	平成25年6月 郵送による配布・回収	716	35.8%

(1) 男女共同参画に関する意識について

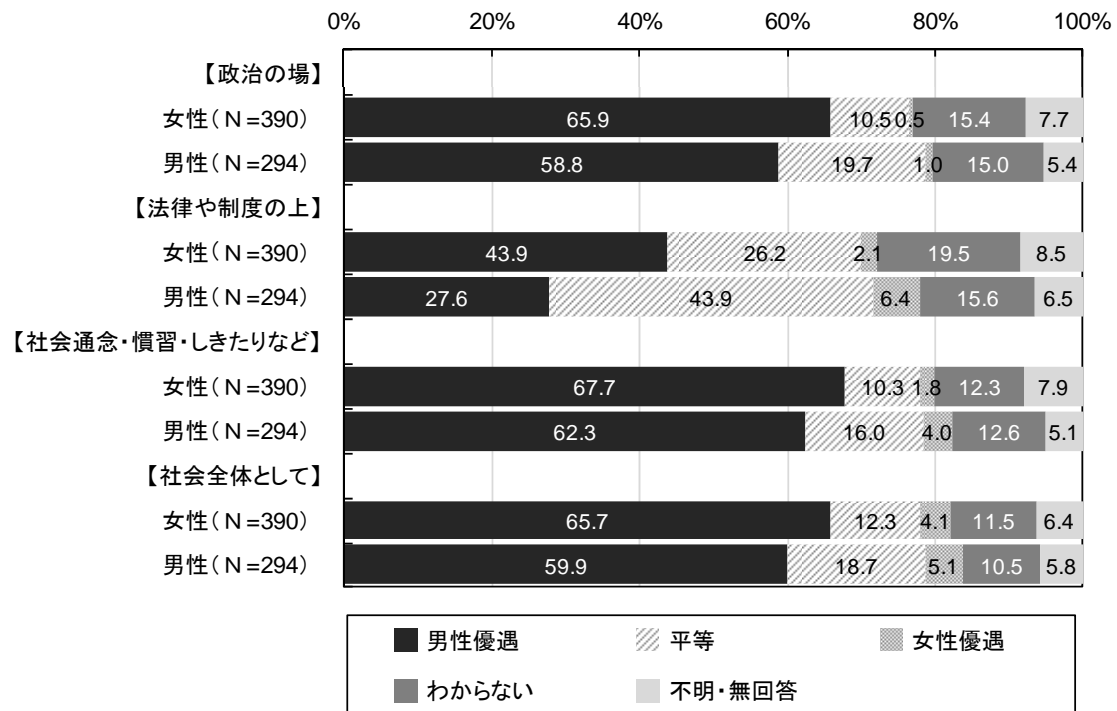
① 各分野の男女平等意識

「職場」を除いたすべての分野で、男性と比較して女性の方が『男性優遇』と回答している割合が高くなっており、ほとんどの分野で不平等を感じている女性が多いことがうかがえます。特に「家庭生活」では、『男性優遇』と感じる差が23.3ポイントと、全分野の中でも男女の差が最も大きくなっています。

■各分野の男女平等意識

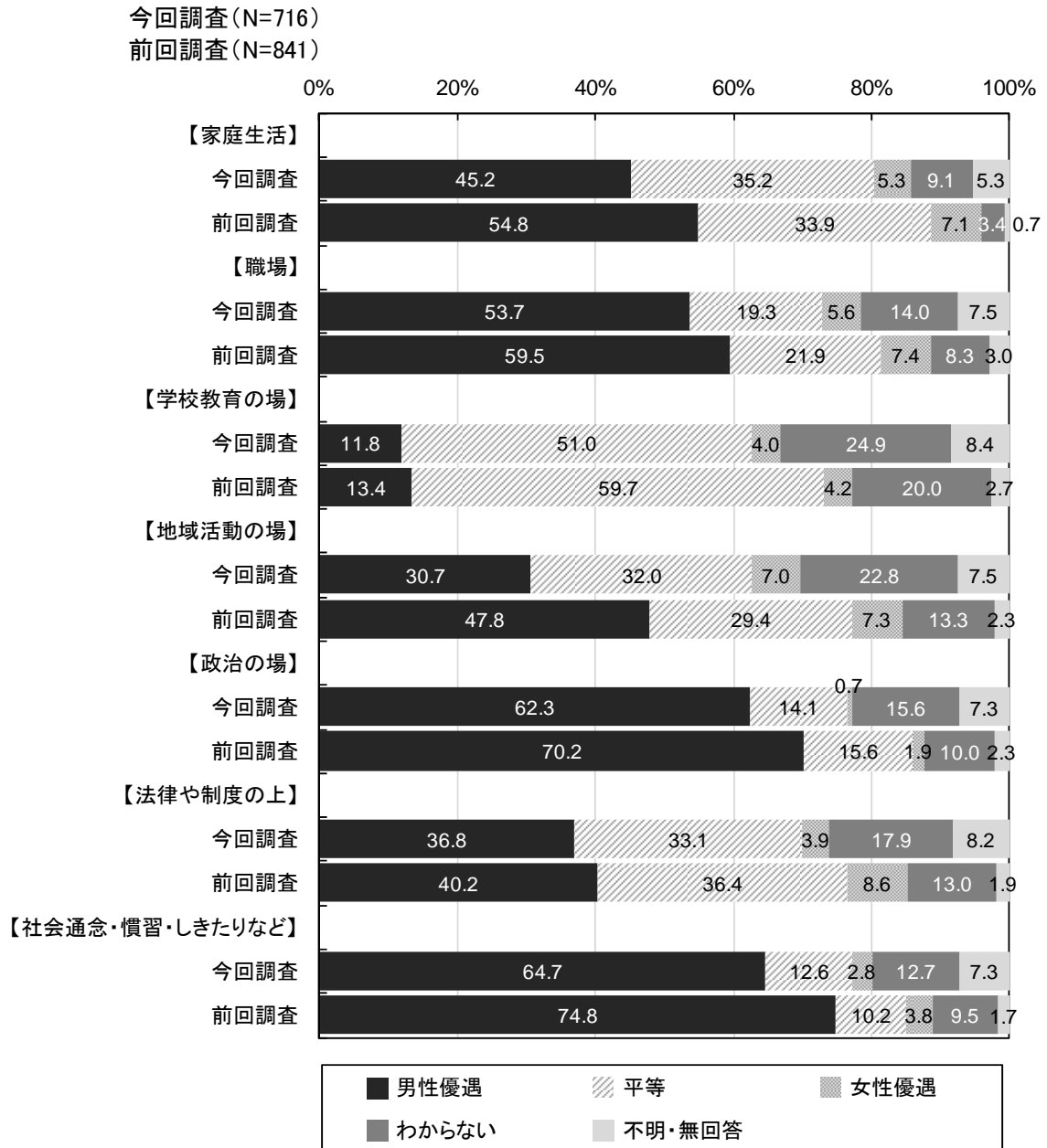


■各分野の男女平等意識



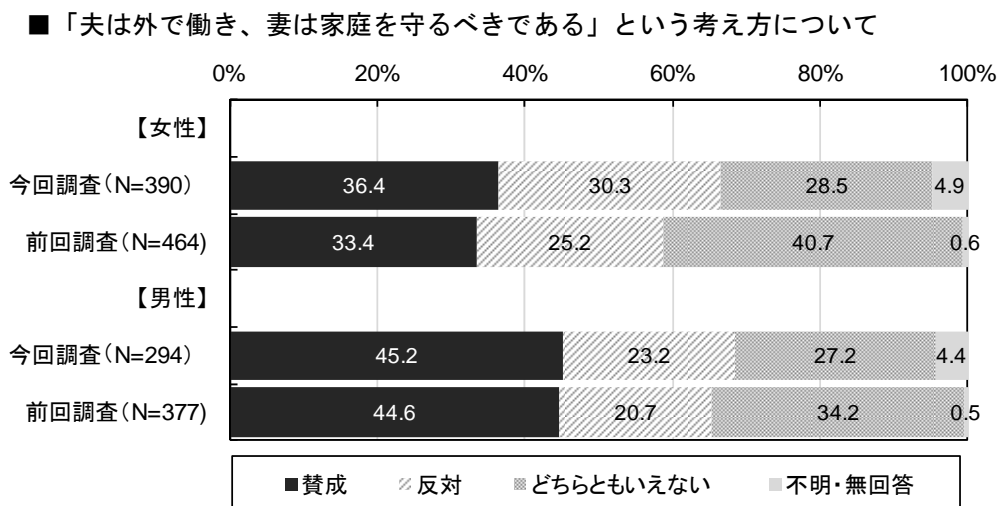
②男女平等意識の経年比較

男女平等意識の経年比較をみると、すべての分野で『男性優遇』が減少していますしかし『平等』が増加している分野は多くなく、増加率も低くなっています。



③男女の役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、「賛成」と回答した割合は、男性が女性を大幅に上回っています。一方で、「どちらともいえない」と回答した人は女性、男性ともに前回調査から減少しています。



ポイント

前回調査からの5年で、多くの分野で不平等感の改善がみられるものの、いまだ不平等感を感じている女性は、男性と比較して多くなっています。

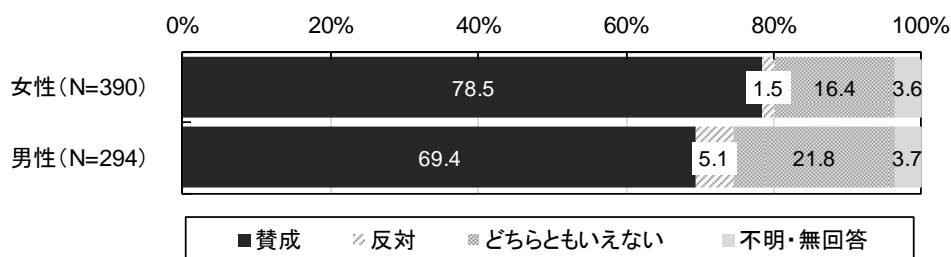
また、性別役割分担意識については、前回調査から大きな改善はみられず、男女ともに「賛成」が「反対」を上回っている状況です。一方で、「わからない」と回答した割合が減少し、「反対」が増加していることから、少しずつではあるものの、男女の平等意識が根つきつつある現状がうかがえます。

一層の広報・啓発により、あらゆる分野における男女平等意識を根づかせていく必要があります。

(2)地域の中での男女共同参画について

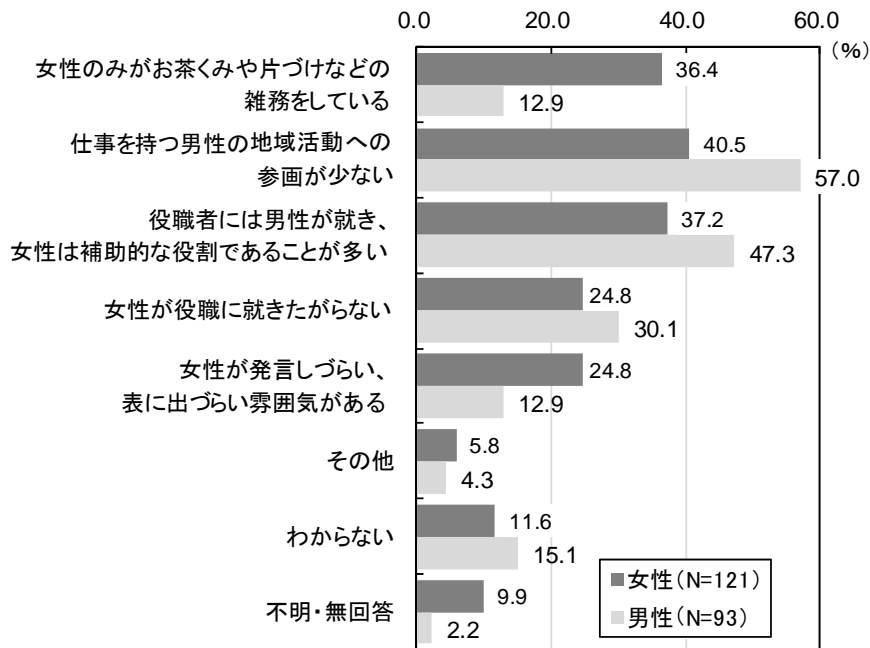
「男性ももっと地域活動に参加すべき」という考え方について、「賛成」と回答した割合は、女性が男性を上回っています。

■「男性ももっと地域活動に参加すべき」という考え方について



地域活動の中での男女の不平等について、男女ともに「仕事を持つ男性の地域活動への参画が少ない」が最も高く、次いで「役職者には男性が就き、女性は補助的な役割であることが多い」が高くなっています。「女性のみがお茶くみや片づけなどの雑務をしている」など、男女差が出ている項目も多く、男性と女性での感じ方に差があることがうかがえます。

■ 地域活動の中での男女の不平等



ポイント

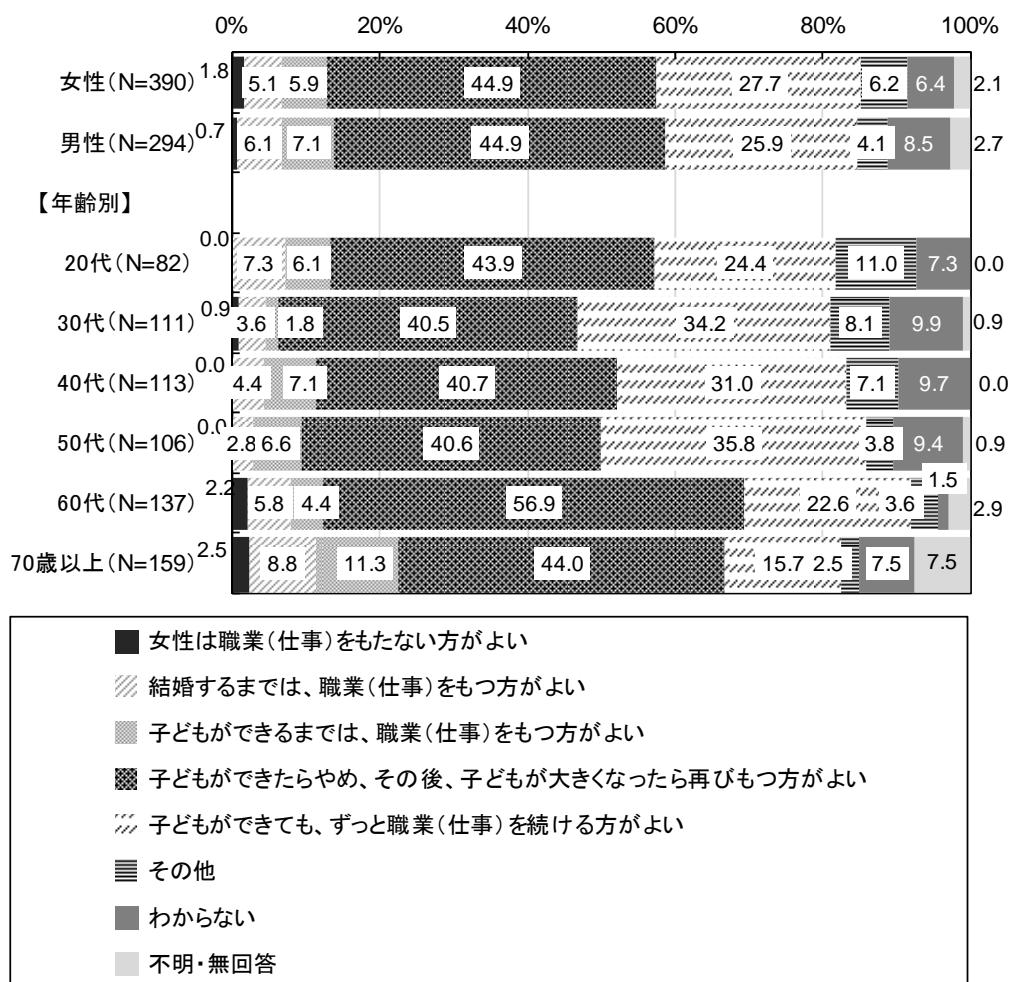
地域活動における男女共同参画については、男性側の問題として、仕事が忙しいなどの理由で参加する機会が少ないこと、女性側の問題として、参加者には女性が多いものの、役職者などには男性が付き、女性は補助的な役割に終始していることが多いことがあげられます。

今後いわゆる団塊の世代が高齢者になることを踏まえ、退職後の男性の地域活動への参画を促進するとともに、地域活動の中での女性の役割の強化を図っていく必要があります。

(3) 女性の就労について

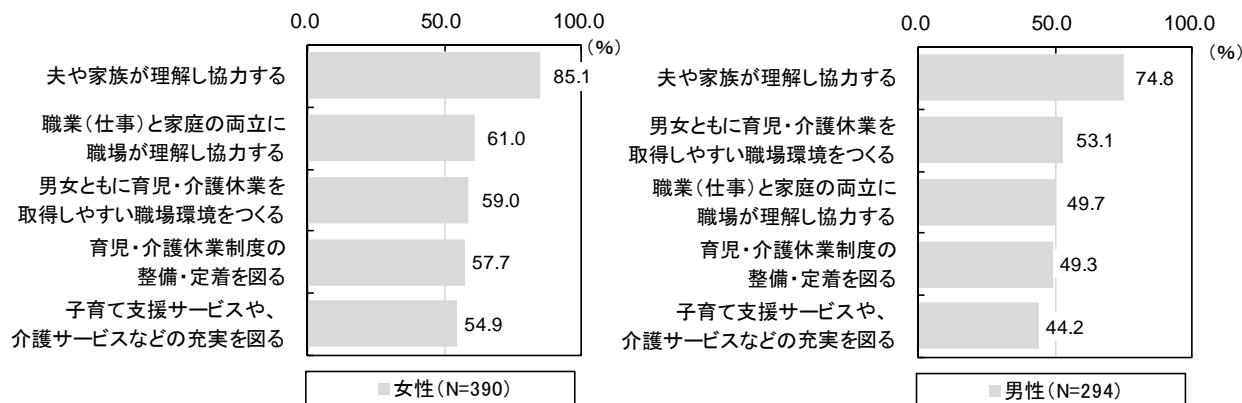
女性が職業を持つことについて、望ましい形としては、「子どもができたらやめ、その後、子どもが大きくなったら再びもつ方がよい」が、性別や年代に関わらず半数近くを占め、最も高い割合となっています。

年齢別で見ると、30代から50代の世代で、「子どもができて、ずっと職業（仕事）を続ける方がよい」の回答が他の年代と比較して高くなっています。



女性が安心して働き続けるために必要なことについて、男女で上位5位の項目に差はなく、ともに「夫や家族が理解し協力する」が高くなっています。女性では上位5位のどの項目も5割を超えて高くなっており、様々な支援が必要となっていることがうかがえます。

■女性が安心して働き続けるために必要なこと（上位5位）



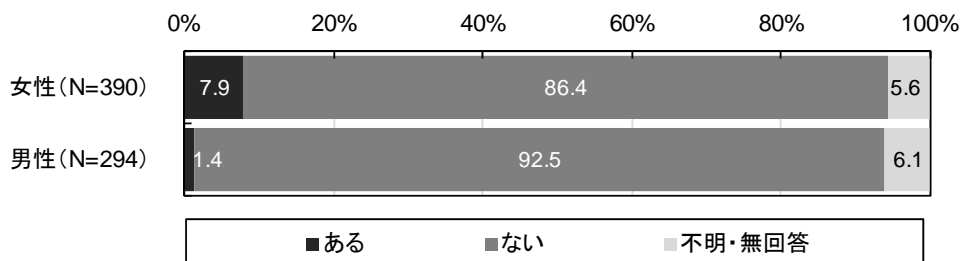
ポイント

30代から50代の世代で、「子どもができて、ずっと職業(仕事)を続ける方がよい」が高くなっています。また、女性が働き続けるために必要なことについては、家庭や職場における理解の浸透や協力が求められている傾向にあるため、子育て支援などの制度的な充実とともに、家庭や職場における意識の変革の促進が求められています。

(4)配偶者や恋人からの暴力について

DV被害の経験の有無について、「ある」が女性で7.9%、男性で1.4%となっており、男女ともに被害の経験がみられます。

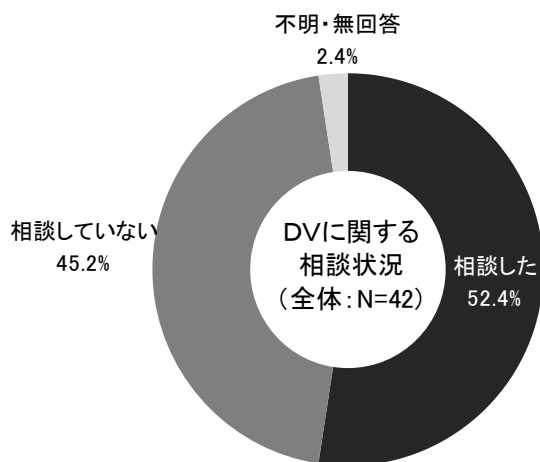
■DV被害の経験の有無



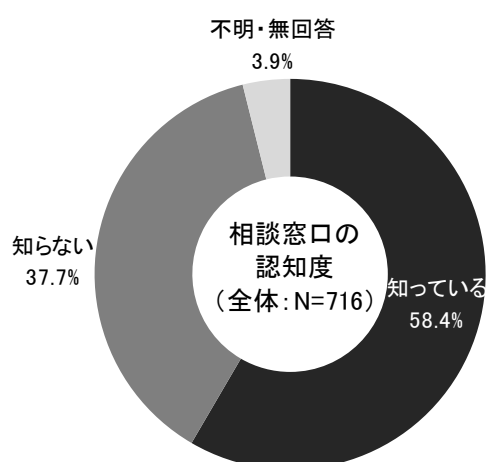
DV被害についての相談状況について、「相談した」が52.4%、「相談していない」が45.2%となっています。

DVの相談窓口の認知度は、「知っている」が58.4%、「知らない」が37.7%となっています。

■DV被害についての相談



■DVの相談窓口の認知度



ポイント

DVの被害者は男女ともに1割未満となっているものの、DVの被害経験者のうち、「相談していない」と回答した割合が半数近くをしめており、表面化している以上に潜在的な被害が多いことが予想されます。また、DVの相談窓口の認知度も約6割にとどまっていることから、被害の当事者だけでなく、DV発見時の通報義務なども含め、広く市民にDVに関する知識を普及していく必要があります。

ヒアリング調査の実施について

本計画策定にあたり、清須市内で活動する団体を対象に、ヒアリング調査を実施しました。調査結果については、第4章に、「市民の声」として、アンケート調査における自由記述とともに掲載しています。

調査の目的

清須市内で活動する団体を対象に、活動上の課題や、男女共同参画に関する取り組み状況などをお聞きし、今後の施策の検討材料とすることを目的に実施しました。

実施時期・実施方法

実施時期:平成25年6月

実施方法:市内で活動する7団体に、ヒアリングシートを配布

対象団体:女性団体、子育て支援団体、商工会 等

第3章

プランの基本的な考え方



1 プランの基本理念

男女共同参画社会は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。この男女共同参画社会の実現を図るためには、家庭、地域、職場などあらゆる分野において男女が互いに理解し、個人としての個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

そのため、清須市における男女共同参画を進めるために「みんなが認め合う 男女共同参画社会をめざして」を基本理念に掲げ、推進します。

■基本理念



2 プランの基本目標

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

男女共同参画社会の認識を市民へ浸透するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消をめざし、情報提供や学習の機会の拡充を図ります。

基本目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

あらゆる分野において、多様な価値観や新しい発想が取り入れられるよう、これまで男性中心になりがちであった政策・方針決定過程において男女共同参画を推進し、男性も女性も積極的に取り組める環境整備を行います。

基本目標3 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大

家庭や地域社会において、男女が一緒に身近な課題について考え、行動できるよう、意識啓発や情報提供を行います。

基本目標4 男女がともに働きやすい就業環境の実現

男女がともに、仕事と家庭・地域生活とのバランスを自らが望む形でとれることが重要です。このため、男女ともに働きやすい環境整備を進めるとともに、多様な働き方の推進や仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、職業能力の開発や再就職支援など、男女が生き生きと働ける環境づくりを進めます。

基本目標5 福祉の充実と生涯にわたる心身の健康づくり

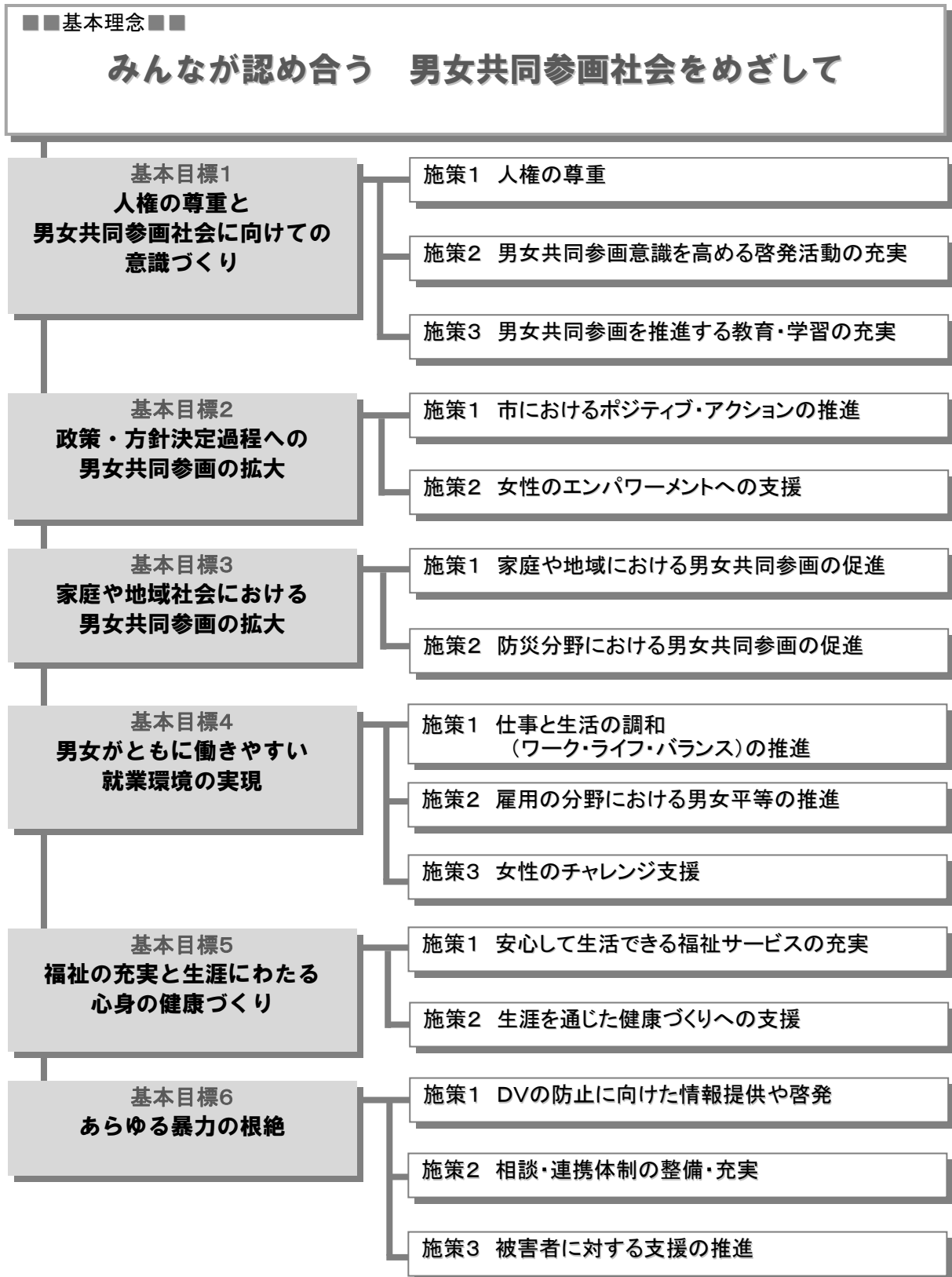
男女共同参画の基盤となる心身の健康づくりに向け、福祉サービスの提供や健康づくりへの支援を充実し、生涯にわたり健康で安心して生活できる環境づくりを進めます。

基本目標6 あらゆる暴力の根絶（清須市DV防止基本計画）

清須市におけるDV防止基本計画として位置付け、DVなどあらゆる暴力の根絶、被害者支援、自立支援等の総合的な対策を進めます。また、児童虐待防止対策も含め、関係機関との連携を強化します。

3

施策の体系



第4章

基本計画



1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

(1) 人権の尊重

男女共同参画社会基本法の理念に「男女の人権の尊重」が掲げられているように、誰もが性別による差別的な取り扱いを受けず、人権を尊重される環境を整備することは、男女共同参画社会を形成する基盤となります。

本市ではこれまで、人権擁護委員会を中心としながら、あらゆる機会をとらえて、人権に関する啓発活動を行ってきました。今後は、一層の人権意識の浸透が図られるよう、これまでの啓発事業の充実を図るとともに、よりわかりやすく効果的な啓発活動を進めていく必要があります。

施策の方向

①人権に関する啓発活動の推進	
内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●市民を対象に広く人権に関する理解を深めるため、人権問題に関するパンフレットや啓発物品を配布し、啓発活動を推進します。 	社会福祉課
<p style="text-align: center;">具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員会による市内の主な商業施設での啓発活動 ・広報車による市内啓発広報活動 	
②人権教育の推進	
内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育などにおいて、幅広い年代を対象とし、人権問題をテーマとした研究会や講演会・講座等を開催します。 ●12月4日から12月10日の「人権週間」には、人権尊重の大切さを呼び掛け、明るく住みよい社会づくりを進めます。 	社会福祉課
<p style="text-align: center;">具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校や児童館、入学式・PTA総会などの場を活用した人権啓発講話 ・人権週間に合わせた市内啓発広報活動、各小・中学校での人権講話の実施 ・児童・生徒を対象とした、人権に関する校長講話の実施 	

③人権相談窓口の充実

内 容	担当課
●人権擁護委員による人権よろず相談を実施するとともに、 随時人権に関する相談に応じます。	社会福祉課
具体的な取り組み	
・市内4地区での人権よろず相談の実施 ・人権擁護委員の日（6月3日）に合わせた市内4地区での 特設相談の実施	

(2)男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

全国的に男女共同参画にかかる取り組みは様々な方面から進められており、男女共同参画社会実現のための基盤は整備されつつあります。一方で、社会には性別による役割分担意識がいまだ根強く残っているのが現状であり、一人ひとりの意識改革が不可欠となっています。

平成25年に実施した「清須市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「アンケート」という。）によると、この5年間で「男性優遇感」は減少しているものの、分野によって差がみられます。また、男性では「平等」、女性では「男性優遇」と感じている割合が高く、特に家庭生活ではその差が大きくなっています。

市民一人ひとりが「男女共同参画」について正しく内容を理解し、社会通念や慣習の中で形成された固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる分野において男女がともに個性と能力を十分に発揮することができるよう、対象の性別や年齢も加味しつつ、様々な啓発活動を行う必要があります。

施策の方向

①広報紙、ホームページ等による男女共同参画に関する啓発活動の推進

内 容	担当課
●男女共同参画について市民の理解や意識向上を図るため、 広報紙や市のホームページを活用し、情報提供や啓発活動 を行います。	生涯学習課
具体的な取り組み	
・「広報清須」及び市のホームページ活用した情報提供の推進	

②男女共同参画に関する講演会等の開催

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none">●市民の男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画を推進する意識の醸成を図るため、講演会等を開催します。●女性の会をはじめ、市民や市民団体との協働により、企画・運営を行います。	生涯学習課
具体的な取り組み	
<ul style="list-style-type: none">・「男女共同参画の実現」をテーマとした講演会の実施・えみの会を中心とした、市民や市民団体との協働による企画・運営	

③広報物のガイドラインの活用

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none">●市が発行する広報、刊行物について、広報物のガイドラインを活用し、性別に偏らない表現、性別によるイメージを固定化しない表現、男女の対等な関係の表現等に留意します。	人事秘書課 生涯学習課
具体的な取り組み	
<ul style="list-style-type: none">・ガイドライン（広報活動ハンドブック・平成25年6月改訂）を活用した広報物、刊行物の発行・ガイドライン（広報活動ハンドブック）の定期的な見直し	

(3)男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画社会の実現には、次代を担う子どもたちに、人権の意識や男女平等意識が浸透していることが重要です。学校教育の場において、子どもの発達段階に応じて男女平等感の形成を図り、自立の意識を育み、一人ひとりの個性や能力を尊重し、主体的に学び、考え、行動できる教育の推進が重要となっています。

また、子どもだけでなく大人も生涯を通じて、個人の尊厳と男女平等の意識を高め、男女共同参画に関する正しい意識を持つことができるよう学習機会の充実が求められています。

①学校等における男女平等を推進する教育の充実

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●学校等において人権尊重や男女平等意識を育み、男女の相互理解や協力を推進する教育の充実を図ります。 ●子どもを指導する立場である教職員等に対して、意識啓発を図ります。 	学校教育課
<p>具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳教育や各教科の授業における男女共同参画に関する教育の実施 ・ 教職員に対する男女行動参画に関する研修の実施の検討 	

②男女共同参画に関する学習機会の充実

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●市民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、学べるように、生涯学習講座や家庭教育講座の開催など学習機会の充実を図ります。 	生涯学習課
<p>具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市校長会、市教頭会等の会議における男女共同参画の啓発 	

市民・団体の声 ～清須市の「男女共同参画」への思い～

ネットで調べて説明を聞けば「ああ、あのことか。知っている」と思うかも知れないが、男女共同参画も生涯学習も正直わからない。わかりやすくマンガ風にして、大きなイベントで配ったりしてはどうか。

(30代 男性)

日常生活における男女平等は、頭で理解できていても実践できていない。この間を埋めるものを生涯学習に挙げてみてはどうか。

(70代 男性)

住民が、男女共同参画について詳しく理解していないと思う。メディアから広がるイメージで捉えているので、誤解して捉えている部分もあるので。関心は持っているのだが、具体的にどうするのか行動が伴わない。

(男女共同参画にかかる活動団体)

以下、施策体系にあわせ、掲載予定です。

第5章

成果目標



第6章

計画の推進体制



資料編

